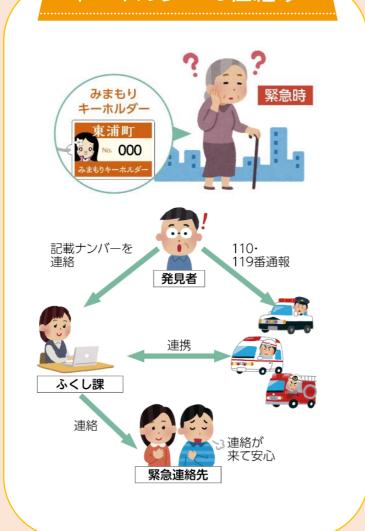
東浦町おでかけあんしん事業

みまもりキーホルダー

認知症の方、またはその疑いのある方が、行方不明になった場合に、早期発見・保護するためのキーホルダーです。 ふくし課にて、名前・住所・電話番号・緊急連絡先を登録していただき、登録番号が記載されたキーホルダーをお渡しします。 外出時に身につけていただき、緊急搬送されたり、警察や発見者に保護された際に、登録番号をもとに適切な情報提供を行います。

キーホルダーの仕組み



~対象者の方へ~

① 役場ふくし課で、「申請書」をご提出いただいた際にキーホルダーをお渡しします。②キーホルダーは、カバンや、ズボンのベルトループなどに付けてご利用ください。

~住民の方へ~

キーホルダーを身につけている 方が、自宅に帰れなくなってい るのを発見した場合

- ①警察へ通報
- ②役場ふくし課へキーホルダー に記載されているナンバーを お知らせください。
- ③ふくし課が事前に登録いただいた緊急連絡先に連絡します。

詳しくは裏面へ!

●対象者

次の①~③すべてに該当し、 認知症高齢者等おでかけあんしん事業登録 をいただいている方

- ①認知症の方、認知症の疑いのある方
- ②自力で外出することができる方
- ③東浦町に住所を有する方
- ※施設に入所されていても、自力で外出することができる方であれば対象となります。

●申請方法

役場ふくし課で、「認知症高齢者等おでかけあんしん事業登録申請書」をご提出いただいた際に、登録ナンバーが記載された「みまもりキーホルダー」をお渡しします。

●費用

無料

●紛失・破損した場合

役場ふくし課にて無料で再交付いたします。

●返却について

住所の変更等、キーホルダーが必要でなくなった 場合も返却の必要はありません。

【問い合わせ】

東浦町役場 ふくし課 地域包括ケア推進係 0562-83-3111 (内線129) fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp